（発行保証金保全契約の全部の解除）

第三十三条　［項を削る。］

［①］　前払式支払手段発行者は、発行保証金保全契約の全部を解除しようとするときは、別紙様式第十四号により作成した発行保証金保全契約全部解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

［項を削る。］

［項を削る。］

（発行保証金信託契約の届出）

第三十四条　前払式支払手段発行者は、法第十六条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十五号により作成した発行保証金信託契約届出書に、発行保証金信託契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［項を削る。］

［項を削る。］

（発行保証金信託契約の内容）

第三十五条　法第十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～七　略］

八　次に掲げる場合以外の場合には、発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

イ　直前の基準日における基準日未使用残高が基準額以下である場合であって、当該発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ロ　直前の基準日における要供託額が、当該基準日に係る法第二十三条第一項の報告書の提出の日の翌日における発行保証金等合計額を下回る場合であって、信託財産の額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ハ　令第九条第一項第三号に規定する権利の実行の手続が終了した日における未使用残高が基準額以下である場合であって、当該発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

（発行保証金保全契約の解除）

第三十三条　［①］　発行保証金保全契約を締結している前払式支払手段発行者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める発行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができる。

一　基準日において、基準日未使用残高が基準額以下となった場合　当該発行保証金保全契約の全部

二　基準日に係る法第二十三条第一項の報告書提出の日の翌日における発行保証金の額並びに法第十五条に規定する保全金額及び法第十六条第一項に規定する信託財産の額の合計額が基準日における要供託額に相当する額を超えている場合　当該保全金額の範囲内において、その超えている額に達するまでの額に係る発行保証金保全契約

［2］　前払式支払手段発行者は、前項の承認を受けようとするときは、別紙様式第十四号により作成した発行保証金保全契約解除承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

［3］　金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、別紙様式第十五号により作成した発行保証金保全契約解除承認書により前払式支払手段発行者に通知するものとする。

［4］　前払式支払手段発行者は、第一項の承認を受けて発行保証金保全契約の全部又は一部を解除したときは、別紙様式第十六号により作成した発行保証金保全契約解除届出書に、当該解除後の契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（発行保証金信託契約の承認の申請）

第三十四条　前払式支払手段発行者は、法第十六条第一項の承認を受けようとするときは、別紙様式第十七号により作成した発行保証金信託契約承認申請書に、当該発行保証金信託契約承認申請書の写し二通及び発行保証金信託契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［2］　金融庁長官は、前項の承認をしたときは、別紙様式第十八号により作成した発行保証金信託契約承認書により前払式支払手段発行者に通知するものとする。

［3］　前払式支払手段発行者は、第一項の承認後最初に発行保証金信託契約に基づき財産を信託したときは、別紙様式第十九号により作成した発行保証金信託契約届出書に、信託財産の額を証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（発行保証金信託契約の内容）

第三十五条　［同上］

［一～七　同上］

八　第三十八条第一項の規定により解除を行う場合以外の場合には、発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］